

地域コミュニティ支援 ガイドブック

2024



青森市 市民部 市民協働推進課



目次 & 問合せ先

このガイドブックは、地域の活動をサポートする様々な市の支援制度（助成制度や専門家の派遣等）のほか、地域に関わりのある市の業務の問合せ先など、地域活動に役立つ情報の概要を掲載しています。

ぜひ、身近な所に置いてご活用ください。（※本誌に掲載している内容は、令和6年4月1日現在のものです。以降、変更になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせの上、ご利用ください。）

項目	頁	問合せ先
----	---	------

地域活動全般

町会地域活動費助成金	4	市民協働推進課	017-734-5231
地域コミュニティ活性化事業補助金			
一般コミュニティ助成事業 ※(一財)自治総合センター			
まちづくり構想推進事業補助金	5		
ボランティアポイント制度	6	福祉政策課 青森市ボランティアセンター	017-734-5313 017-723-1340

地域の健康づくり

「あおり健康づくりリーダー育成ゼミ」の開催	7	健康づくり推進課	017-718-2912
あおり健康づくりリーダー、サポーターによる地域の健康づくり活動への支援			
「食生活改善推進員養成講座」の開催			
保健師・栄養士による健康講座	8	保健予防課	017-718-2942
「自殺予防ゲートキーパー養成講座」の開催			017-765-5285

高齢者等支援

認知症サポーター養成講座への講師派遣	9	高齢者支援課 基幹型地域包括支援センター	017-734-5206
老人クラブ運営事業補助金		高齢者支援課 健康福祉課（浪岡）	017-734-5326 0172-62-1134
地域のロコモ・フレイル予防活動への支援	10,11	高齢者支援課	017-734-5326
社会福祉士等による権利・擁護などの出前講座	11	高齢者支援課基幹型地域包括支援センター	017-734-5206

子ども・子育て支援

青森市子育て応援隊の活動	12	あおり親子はぐみプラザ	017-718-2975
子どもの権利に関する出前講座		子育て支援課	017-734-5320
ちびっこ広場		福祉政策課	017-734-5315
地域学校協働活動	13	文化学習活動推進課	017-718-1384
地域で行うお話し会等への講師派遣		市民図書館	017-776-2455



地域の賑わい

地域ねぶた運行奨励金（実施：青森ねぶた祭実行委員会）	13	青森ねぶた祭実行委員会事務局	017-723-7211
催して火気器具等を使用する際の消火器の準備と届出		消防本部予防課	017-775-0853

家庭ごみ

資源物集団回収奨励金	14	清掃管理課	017-718-1179
ごみの分別方法などを解説する「出前講座」・「施設見学会」	15	清掃管理課 市民課（浪岡）	017-718-1179 0172-62-1140
家庭ごみ収集場所の設置・移動・廃止、及び解体			

環境美化

ごみの不法投棄	16	廃棄物対策課 市民課（浪岡）	017-718-1164 0172-62-1140
清掃用具の貸出		清掃管理課	017-718-1179
地域のボランティア清掃に伴う一般廃棄物の処分		清掃管理課 市民課（浪岡）	017-718-1179 0172-62-1140
地域花いっぱいまちづくり事業		公園河川課	017-752-8334
側溝泥上げ用の土のう袋の配付	17	道路維持課 都市整備課（浪岡）	017-761-4331 0172-62-1168
むつ湾週間（6/1～6/21）中の活動支援		環境政策課	017-718-0286

地域防災対策

防災に関する訓練・講習への職員派遣	17	危機管理課	017-734-5059
自主防災組織の結成支援			
自主防災組織の育成支援	18	福祉政策課 健康福祉課（浪岡）	017-734-5314 0172-62-1174
避難行動要支援者対策			

防犯・交通安全

放置された危険な空き家等	19	住宅まちづくり課 都市整備課（浪岡）	017-734-5576 0172-62-1145		
交通安全タスキ・プラカードの貸出		生活安心課	017-734-5258		
地区連合町会が行う交通安全パレード等への報償金					
交通安全施設（ロードミラー、信号機等）の整備要望				生活安心課 市民課（浪岡）	017-734-5258 0172-62-1140
防犯カメラの設置相談				生活安心課	017-734-5258
防犯灯及び道路照明灯のランプの球切れや故障など	20	道路維持課 都市整備課（浪岡）	017-752-8562 0172-62-1168		

地域の雪対策

高齢者世帯等の屋根の雪下ろし費用一部助成	20	福祉政策課 健康福祉課（浪岡）	017-734-5313 0172-62-1134
高齢者世帯等冬期除雪サービス（浪岡地区）	21	健康福祉課（浪岡）	0172-62-1134
ボランティアによる雪処理支援（実施：青森市社会福祉協議会）（青森地区）		青森市社会福祉協議会 福祉政策課	017-723-1340 017-734-5313
市民雪寄せ場事業		道路維持課 都市整備課（浪岡） 資産税課（※減免申請）	017-752-8584 017-752-8398 0172-62-1168 017-734-5205
地域コミュニティ除排雪制度	22	道路維持課	017-752-8584
冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業		都市整備課（浪岡）	017-752-8398 0172-62-1168
豪雪地帯安全確保緊急対策事業			

生活道路や公園、地域市民館など

地域市民館運営助成金	23	市民協働推進課	017-734-5231
地域市民館整備事業補助金			
公園・開発緑地の使用	24	公園河川課	017-752-8342
公園・遊具の維持管理	-	都市整備課（浪岡）	0172-62-1168
河川や排水路の維持管理	-	公園河川課 都市整備課（浪岡）	017-752-8345 0172-62-1168
市道・側溝の維持管理	-	道路維持課 都市整備課（浪岡）	017-761-4331 0172-62-1168
学校施設の開放	24	文化学習活動推進課 浪岡教育課（浪岡）	017-718-1384 0172-62-3004
公民館分館併設集会所建設事業補助金		中央市民センター	017-734-0163
まちかどハートステーション制度	25	消防本部警防課	017-775-0854
認可地縁団体について	25.26	市民協働推進課	017-734-5231
参考 「町会・町内会加入案内チラシ」	27	(青森地区)市民協働推進課 (浪岡地区)地域づくり振興課	017-734-5231 0172-62-1147
参考 「青森市内の町会・町内会一覧」	28~30	-	-



地域活動全般

町会地域活動費助成金

町（内）会の地域活動に係る経費の一部を助成するものです。

●対象となる経費の例

クリーンボックス／掲示板等の設置・修繕費、緑化推進のための苗木・肥料等の購入、清掃活動等で使用する軍手・ごみ袋、感染症予防のための消毒液の購入、町会活動に使用する備品・消耗品や印刷費など

●補助金の概要

- ・補助率 : 10 / 10
- ・補助限度額 : 2万円 + (世帯数 × 100円)
- ・申請時期 : 6月～7月中旬



地域コミュニティ活性化事業補助金

町（内）会が自主的に企画・運営する地域コミュニティの活性化につながる事業に要する経費を対象に補助します。（※対象となる事業は、一町（内）会につき一事業）

●対象となる事業の例

防災訓練、除雪活動、緑化活動、清掃活動、地域ねぶた運行、クリーンボックス設置(修繕を除く)など（※懇親や娯楽のみを目的とする事業は対象となりません。）

●補助金の概要

- ・補助率 : 1 / 2以内 (千円未満切捨)
- ・補助限度額 : 単一町（内）会で実施 ⇒ 15万円
 複数町（内）会で実施 ⇒ 2町（内）会 30万円
 3町（内）会 40万円
 4町（内）会以上 50万円
- ・申請時期 : 4月上旬～6月上旬

※申請が市の予算額を上回るときは、限度額を一律で引き下げることであります。

一般コミュニティ助成事業（実施：（一財）自治総合センター）

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）に助成するものです。全国の申込みの中から同財団が採択事業を決定するので、必ずしも助成されるとは限りません。

●対象となる設備等の例

クリーンボックス、芝刈機、除雪機、健康管理器具、地域ねぶたの台車・太鼓、運動会用テント・用具、町会掲示板、屋外放送設備、公園遊具など

●補助額

- ・補助率 : 10 / 10 (10万円未満切捨)
- ・補助額 : 100万円から250万円まで
- ・要望受付 : 4月～8月

◎各事業の問合せ先

市民部市民協働推進課（電話 017-734-5231）



この助成を受けて購入した備品や設備などには、このシールの貼り付けが必要です。

まちづくり構想推進事業補助金

まちづくり協議会が行う地域計画の策定や、地域計画に掲げる事業の実施に要する経費を対象に補助します。

●まちづくり協議会とは

地区連合町会のエリアを活動範囲の基本とし、地域の課題解決や連携強化などを目的に、町（内）会や地域の市民活動団体、地域住民等の複数の団体・個人により組織され、市の認定を受けたコミュニティです。

●地域計画とは

将来の地域像や方向性、地域の現状や地域課題、課題への対応・解決方法などの具体的な取組についてまとめた計画です。

●補助額

①地域計画策定事業

- ・地域計画の策定を行う事業 補助率 10 / 10 上限額 10 万円

②特色あるまちづくり事業

- ・地域計画に基づき実施する事業 補助率 10 / 10 上限額「均等割+町（内）会割+世帯割」

(1) 均等割	25 万円	
(2) 町（内）会割	申請者の活動区域内にある全ての町（内）会のうち、申請者の構成団体である町（内）会の割合で次のとおり	
	2 / 3 以上	15 万円
	1 / 3 以上 2 / 3 未満	10 万円
	1 / 3 未満	5 万円
(3) 世帯割	町（内）会加入 1 世帯につき 20 円	

③地域づくり協働事業

- ・特色あるまちづくり事業のみでは解決できない地域課題を解決するために実施する事業で、緊急性や必要性など特別な事由が認められるもの

補助率 1 / 2 上限額 50 万円

●問合せ先

市民部市民協働推進課（電話 017-734-5231）





ボランティアポイント制度

町（内）会や地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動において、制度の対象となるボランティア活動を行うことで、1時間に1ポイント（1日最大2ポイント）のボランティアポイントが貯まり、一定のポイントが貯まると商品券やAOPASSポイントと交換できる制度です。

ボランティアの参加を希望する方や、ボランティアの受入を希望する団体は、事前に「青森市ボランティアセンター」への登録が必要です。（※随時受付しています）

●対象となる主な事業・活動

<高齢者支援・介護予防>

- ・こころの縁側づくり事業、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業 など

<障がい者支援>

- ・障がい者のコミュニケーション支援活動（例：町（内）会が開催する手話講習会の開催支援）
- ・障がい者との交流活動（例：町（内）会活動として行う花壇づくりに参加する障がいのある方への補助）

<子育て支援>

- ・親子での遊びの場での支援活動（例：地区社会福祉協議会が開催する遊びの場での本の読み聞かせ・親子ふれあい遊びの支援）
- ・子育てに関する相談対応支援（例：地区社会福祉協議会が開催する場での子育てに関するアドバイス）

<雪対策支援>

- ・福祉の雪対策事業
- ・冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業

●問合せ先

福祉部福祉政策課（電話 017-734-5313）

青森市ボランティアセンター（電話 017-723-1340）



地域の健康づくり

「あおり健康づくりリーダー育成ゼミ」の開催

市民が身近な地域で健康づくりを学び実践できるよう健康講座等を開催するなど、地域の健康づくりを牽引していく市民リーダーを育成しています。

● 育成ゼミ概要

- ・生活習慣病の予防や健康づくりなどに関する講義と演習による教養講座
- ・全8回
- ・定員30名程度



あおり健康づくりリーダー、サポーターによる地域の健康づくり活動への支援

町（内）会、学校などに健康づくりリーダー、サポーターが出向き、健康に関する講座や体力づくり講座、健康チェックを行います。

◎ 各事業の問合せ先

保健部青森市保健所健康づくり推進課（電話 017-718-2912）



「食生活改善推進員養成講座」の開催

市民の食生活改善をはじめとする健康づくりを推進するため、健康づくりの正しい知識と技術を持ち、地域でボランティア活動をする「食生活改善推進員」を養成しています。

● 講座概要

- ・計5日間程度（概ね10時～15時）、合計20時間（15時間以上受講した方に、修了証授与）
- ・定員20名（全日程に参加でき、講座修了後に青森市食生活改善推進員会に入会し活動できる方）

● 問合せ先

保健部青森市保健所健康づくり推進課（電話 017-718-2942）



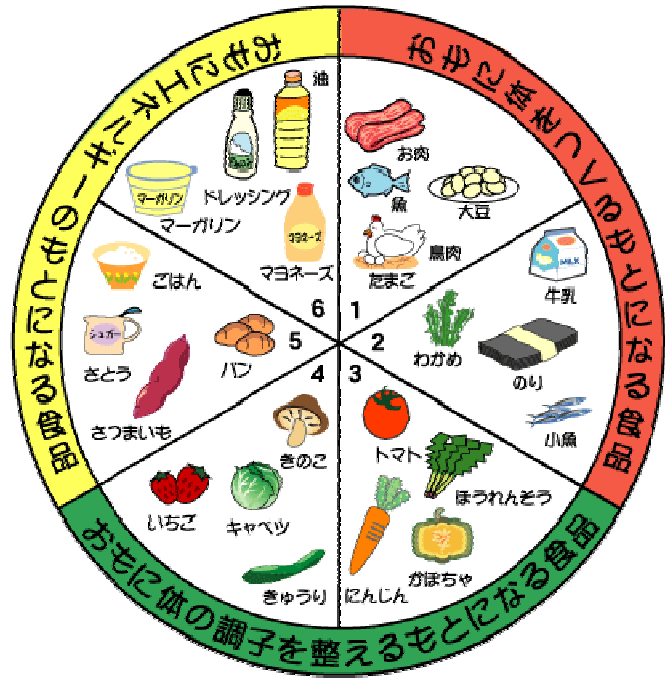


保健師・栄養士による健康講座

保健師や栄養士が出向いて「健康」に関するさまざまなテーマで講義や演習を行うなど、出前健康講座を随時行っています。各種団体・グループなどでお申し込みください。

●テーマの例

生活習慣病について	<ul style="list-style-type: none"> • 受けてください！命を守るがん検診 • 吸う人も吸わない人も 知らないと損するタバコの話 • あなたの毎日が糖尿病リスクを減らす • 誰でもわかる血圧のメカニズム • 血管イキイキ～動脈硬化を防ごう～ • メタボ改善！さよならぽっこりお腹 • そのお酒の飲み方要注意！ • 女性のための体セルフケア
食事と運動	<ul style="list-style-type: none"> • 40代から始める！ロコモ予防 • いつまでも自分の歯で美味しく食べよう • 管理栄養士が伝えるバランス食 • 健康の決め手は野菜1日350g
心の健康	<ul style="list-style-type: none"> • 眠れないはこころのSOS • ストレスと上手に付き合う方法



●問合せ先

保健部青森市保健所健康づくり推進課（電話 017-718-2942）



「自殺予防ゲートキーパー養成講座」の開催

自殺予防を目的として、身近で悩んでいるかたに、「気づいて声をかけ、話を聴き、専門家につなぎ、見守る」ことのできるゲートキーパーを養成し、活動も支援します。

●講座概要

- 初級編…自殺予防に関する基礎知識、悩んでいるかたへの具体的な声のかけ方などについての研修を行い、修了者に修了証を渡します。
- フォローアップ編…初級編修了者の中で、実際にゲートキーパーとして活動されているかたや、スキルアップしたいというかたを対象として研修を行います。
- 導入編…町（内）会や職場などに出向いて講座を行います。

●問合せ先

保健部青森市保健所保健予防課（電話 017-765-5285）



イラスト：細川貂々

高齢者等支援

認知症サポーター養成講座への講師派遣

町（内）会、職場、学校などに講師（キャラバンメイト）が出向いて、認知症に関する基礎知識、認知症の方への対応の仕方等についての講座を行います。

●認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」で認知症について学び、正しい知識をもって、認知症の方やその家族を地域で温かく見守る応援者のことです。

●講座概要

- ・ 5名以上の団体から開催申込があれば、講師が出向き講座を行います。
- ・ 所要時間おおむね90分

●問合せ先

福祉部高齢者支援課基幹型地域包括支援センター（電話 017-734-5206）

認知症は誰にでも
起こりうる 脳の
病気 です



老人クラブ運営事業補助金

社会奉仕活動、教養講座及び健康増進事業を行う、会員数が概ね30人以上の老人クラブに補助金を交付します。

●補助金額

3,880円×活動月数



●対象となる事業の例

- ・ 社会奉仕活動
寝たきり高齢者等の慰問、清掃等奉仕活動、廃品回収、使用済切手収集、雑巾の提供、児童の登下校時の見守り、防犯・防災活動、地域美化運動
- ・ 教養講座
健康教育講座、生きがい講座、交通安全講座、郷土史の研究
- ・ 健康増進事業
健康体操、運動会等のスポーツ・運動の実践

●問合せ先

福祉部高齢者支援課（電話 017-734-5326）

浪岡振興部健康福祉課（電話 0172-62-1134）



地域のロコモ・フレイル予防活動への支援

町（内）会、老人クラブ、任意のサークル等、地域の団体の皆様を対象に、いつまでも元気な足腰でいるための「ロコトレ体操」の支援や、加齢により体や心の動きが弱くなる「フレイル」を予防するための出前講座などを行います。

●問合せ先

各地域包括支援センター及び在宅介護支援センター（一覧参照）
福祉部高齢者支援課（電話 017-734-5326）



介護予防出前講座依頼先一覧（地域包括支援センター・在宅介護支援センター）

名称	住所	電話番号	担当区域
青森市地域包括支援センターおきだて	富田 5-18-3	761-4580	柳川、千富町1丁目、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志、
青森市地域包括支援センターすずかけ	里見 2-13-1	761-7111	西滝、里見、三内、岩渡、新城平岡、石江、三好
在宅介護支援センター鶴ヶ丘	新城字平岡 746	788-5918	
青森市中央地域包括支援センター	新町 2-1-8	723-9111	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、長島、古川、新町、安方、奥野
藤聖母園在宅介護支援センター	奥野 3-7-1	776-0644	
青森市東青森地域包括支援センター	浜館 6-4-5	765-3351	はまなす、けやき、岡造道、小柳、古館、松森2・3丁目、佃2・3丁目、中佃、南佃、虹ヶ丘、浜館1～6丁目、自由ヶ丘
在宅介護支援センターふれあい	小柳 1-17-18	744-1422	
在宅介護支援センター北翔	古館 1-2-1	744-3327	
青森市南地域包括支援センター	妙見 3-11-14	728-3451	筒井、幸畑、田茂木野、桜川（1丁目を除く）、横内、雲谷、四ツ石、大矢沢、野尻、合子沢、新町野、問屋町、卸町、妙見
在宅介護支援センター聚幸園	雲谷字山吹 92-170	728-2992	
青森市東部地域包括支援センター	矢田前字弥生田 47-2	726-5288	野内、久栗坂、浅虫、宮田、馬屋尻、三本木、滝沢、矢田、矢作、本泉、原別、平新田、後菟、泉野、矢田前、八幡林、戸崎、諏訪沢、築木館、桑原、戸山、沢山、駒込、浜館（1～6丁目を除く）、田屋敷、赤坂、蛭沢、月見野
在宅介護支援センターえんじゅ	蛭沢 3-12-24	744-1100	
在宅介護支援センター和幸	矢田字下野尻 48-2	737-3334	

名称	住所	電話番号	担当区域
青森市おおの地域包括支援センター	東大野 2-1-10	711-7475	桂木、緑、青葉、北金沢1丁目、金沢1・3~4丁目、旭町、浦町、浜田、東大野、西大野、大野
青森市地域包括支援センター寿永	高田字川瀬 187-14	739-6711	北金沢2丁目、金沢2・5丁目、千富町2丁目、細越、安田、浪館前田、浪館、牛館、第二間屋町、高田、大谷、小館、入内、野沢、荒川、八ツ役、金浜、大別内、野木、上野
在宅介護支援センターきさらぎ	安田字稲森 177-7	782-8686	
青森市地域包括支援センターのぎわ	羽白字野木和 45	763-2255	孫内、新城山田、新城福田、新城天田内、岡町、戸門、鶴ヶ坂、油川、羽白、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、四戸橋、後潟、六枚橋、小橋、左堰
在宅介護支援センターせんじゅ園	新城字福田 79-1	763-2055	
青森市地域包括支援センターみちのく	港町 3-6-3	765-0892	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、造道、東造道、八重田、松森1丁目、佃1丁目、桜川1丁目
青森市地域包括支援センター浪岡	浪岡大字浪岡字稲村 274	0172-69-1117	浪岡、五本松、王余魚沢、女鹿沢、下十川、増館、樽沢、銀、郷山前、吉野田、下石川、杉沢、浪岡福田、高屋敷、徳才子、大釈迦、長沼、北中野、吉内、本郷、相沢、細野
浪岡在宅介護支援センター	浪岡大字樽沢字村元 330-7	0172-62-1212	

※ 在宅介護支援センターは地域包括支援センターの協力機関です。

社会福祉士等による権利・擁護などの出前講座

社会福祉士等が出向いて「権利・擁護」などに関するテーマで講義を行う出前講座を随時行っています。各種団体・グループなどでお申し込みください。

●テーマの例

- ・『知っておきたい！終活支援』

(内容) 青森市版エンディングノート「わたしノート」の概要、書き方など

- ・『知ってほしい！高齢者等の虐待防止対策』

(内容) 虐待がおこる背景、種類、対応方法など

- ・『知っておこう！権利擁護支援のための成年後見制度』

(内容) 成年後見制度の概要や手続き方法など

- ・『知っておきたい！高齢者等見守り体制』

(内容) 事前登録とみまもりシール、高齢者等見守り活動の手引きなど



気になるテーマがあれば遠慮せずご相談ください



●問合せ先

福祉部高齢者支援課基幹型地域包括支援センター (電話 017-734-5206)



子ども・子育て支援

青森市子育て応援隊の活動

青森市子育て応援隊は、あおもり親子はぐくみプラザや青森市地域子育て支援センター等の身近な地域で子育て支援に関するボランティア活動を行っています。

「青森市子育て応援隊」は、随時、募集しています。

●主な活動内容

あおもり親子はぐくみプラザや、青森市地域子育て支援センター等での子育て親子との交流など

●問合せ先

保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ（電話 017-718-2975）

子どもの権利に関する出前講座

子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的に、「青森市子どもの権利条例」を定めています。

「子どもの権利」について、子どもと大人がともに学び、理解するために、出前講座を実施しています。

●対象団体

学校、町内会、サークルなど、5名以上で参加いただける団体・グループ

●日時等

- ・希望をお知らせいただき、協議の上、決定します。（60分～90分）
- ・会場は申込団体、グループで準備していただきます。
- ・開催希望日の1か月前までにお申し込みください。

●講師

青森市子どもの権利擁護委員

沼田徹（弁護士）、小林央美（大学院教授）、関谷道夫（臨床心理士／公認心理師）

派遣する講師については、原則、申込団体・グループの希望に沿った講師とします。

●問合せ先

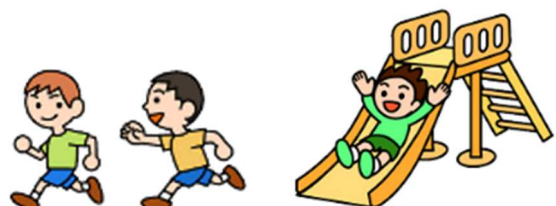
福祉部子育て支援課（電話 017-734-5320）

ちびっこ広場

児童の遊び場として、地域の町会などで組織される広場管理会が設置及び維持管理する広場です。市は予算の範囲内で利用児童の安全確保に係る緊急対応等の協力・支援を行っています。

●問合せ先

福祉部福祉政策課（電話 017-734-5315）



地域学校協働活動

地域学校協働活動は、幅広い地域の方などの参画を得て、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な活動のことです。

●活動例

- ・登下校の見守り、学校花壇の整備、授業補助などの学校支援活動
- ・学校と合同で行う地域防災訓練や地域清掃活動などの地域活動

●問合せ先

教育委員会文化学習活動推進課（電話 017-718-1384）



地域で行うお話し会等への講師派遣

地域で開催される、読み聞かせ・お話し会などに司書職員が訪れ、読み聞かせや紙芝居等の実演を行っています。

●問合せ先

教育委員会市民図書館（電話 017-776-2455）



地域の賑わい

地域ねぶた運行奨励金（実施：青森ねぶた祭実行委員会）

町（内）会や子ども会等で、ねぶた祭期間中の合同運行に参加する団体又は原則7～8月に地域内を運行する団体に奨励金を交付します。

●交付額

- ① 合同運行参加団体：1団体につき8万円を交付
- ② 町（内）会・地域運行団体：1団体につき6万円を交付
（※①と②の重複申請はできません。）

●問合せ先

5月下旬までに青森ねぶた祭実行委員会事務局へ
（公益社団法人青森観光コンベンション協会内：電話 017-723-7211）



©AOMORI/N・HCP

催しで火気器具等を使用する際の消火器の準備と届出

町（内）会イベント、盆踊り、学校祭りその他多くの方が集まる催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合、主催者または露店開設者は消火器（スプレー式消火用具や住宅用消火器は除く）の準備及び消防署への届出が必要です。

※対象火気器具等とは

発電機、ガスコンロ、フライヤー、石油ストーブ、炭を燃料としたコンロ、電気調理器など

●問合せ先 消防本部予防課（電話 017-775-0853）





家庭ごみ

資源物集団回収奨励金

市では、集団回収に取り組んでいる団体に対し、その回収量に応じて「奨励金」を交付しています。奨励金の交付を受けるには、事前に市への団体登録が必要です。

●対象となる資源物

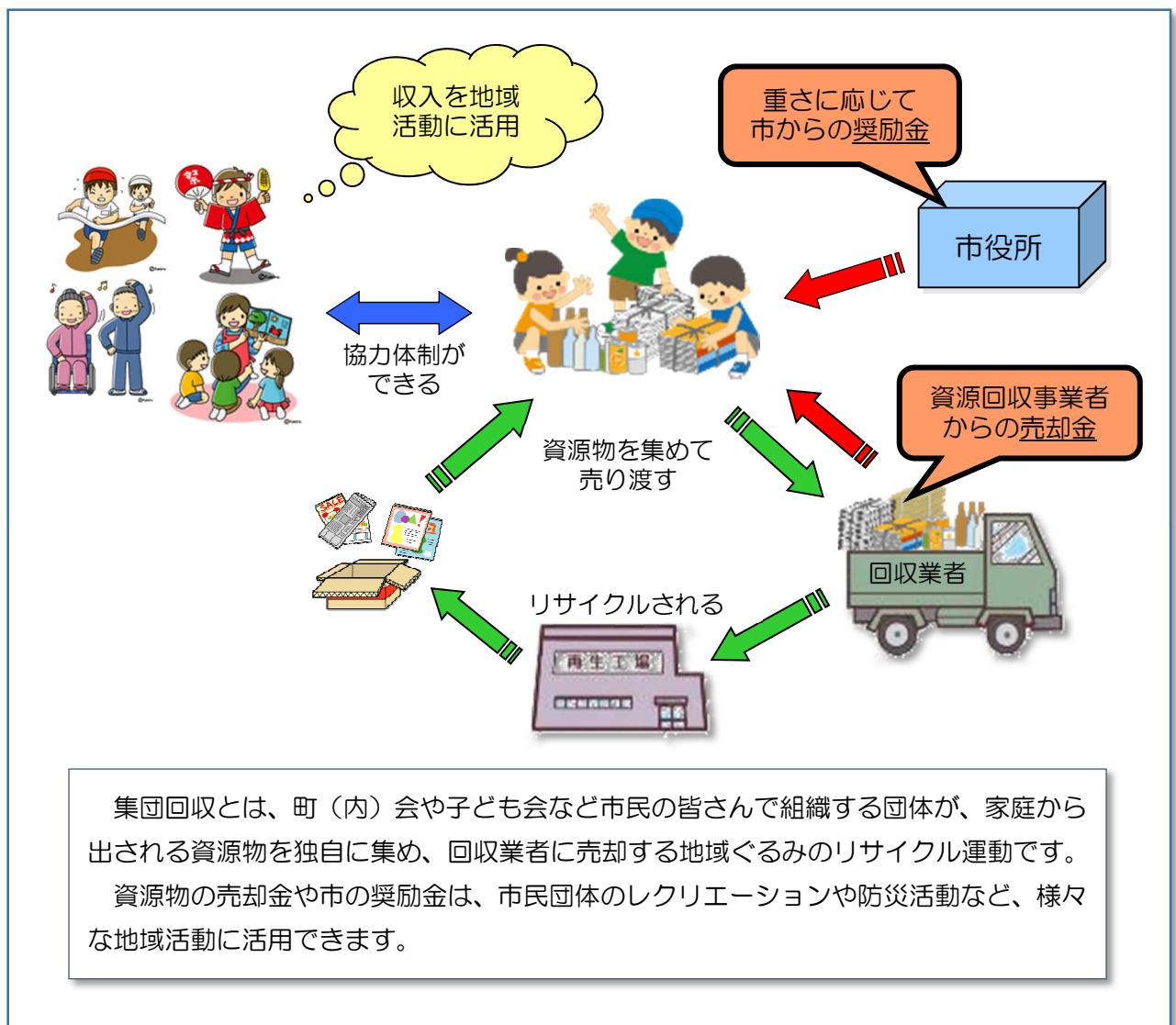
- ・古紙類 (新聞、折込広告、雑誌・紙箱・包装紙、段ボール、紙パック)
- ・空き缶類 (スチール缶、アルミ缶、くず鉄・ブリキ・銅)
- ・生きびん類 (一升びん、ビールびん、プラスチックびんケース)
- ・古布類 (衣類等)

●奨励金の交付額

1キログラム当たり4円(令和6年度)

●問合せ先

環境部清掃管理課(電話 017-718-1179)



ごみの分別方法などを解説する「出前講座」・「施設見学会」

ごみの分別方法や集団回収の進め方などを分かりやすく解説する出前講座や、ごみ処理施設の見学の申し込みを随時受付しています。

●対象団体

町（内）会、学校、PTAなど5人以上で参加できる団体、グループ

●開催日時

- ・希望をお知らせいただき、協議の上、決定します。（概ね1時間以内）
- ・会場は申込団体、グループで準備していただきます。
- ・ごみ処理施設見学の場合は、土・日曜日、祝日を除く
9：00～16：00の3時間以内です。

●問合せ先

環境部清掃管理課（電話 017-718-1179）

浪岡振興部市民課（電話 0172-62-1140）



家庭ごみ収集場所の設置・移動・廃止、及び解体

(1) 設置・移動・廃止

ごみ収集場所を設置・移動する場合は、事前協議、現場確認及び届出が必要となりますので、事前にご相談ください。また、廃止する場合も、届出が必要となりますので、事前に市へお知らせください

※クリーンボックスの設置にも使える補助金については、4頁「地域コミュニティ活性化事業補助金」、「一般コミュニティ助成事業」をご覧ください。

●問合せ先

環境部清掃管理課（電話 017-718-1179）、浪岡振興部市民課（電話 0172-62-1140）

(2) 解体に伴う処分

青森地区の家庭ごみ収集場所の解体作業で発生した一般廃棄物を処分する場合、処分手数料を減免します。事前に申請が必要となります。

●問合せ先

環境部清掃管理課（電話 017-718-1179）





環境美化



ごみの不法投棄

ごみの投棄は法律により禁止されており、違反した場合は懲役もしくは罰金刑に処される場合があります。

不法投棄を発見した場合は「不法投棄 110 番 (017-723-5371(ゴミナイ))」にご連絡ください。市は警察などの関係機関と連携して対応しています。

●土地の管理について

・自分の土地にごみ不法投棄され、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者がごみを撤去しなければなりません。不法投棄されないように土地の管理を行いましょう。

・市では不法投棄でお困りのかたや町(内)会に警告看板の配付を行っています。配付を希望する場合は廃棄物対策課にご相談ください。

●問合せ先

環境部廃棄物対策課 (電話 017-718-1164)、浪岡振興部市民課 (電話 0172-62-1140)

清掃用具の貸出

地域で清掃活動を行う際のデレキや、標語入りのたすき・のぼりを貸し出します。数に限りがありますので、貸出を希望する場合は事前にご相談ください。

●問合せ先

環境部清掃管理課 (電話 017-718-1179)



地域のボランティア清掃に伴う一般廃棄物の処分

町(内)会のボランティア清掃により回収された一般廃棄物について、処分手数料を減免します。青森地区は事前の減免申請が必要です。(浪岡地区はお問い合わせください。)

●問合せ先

環境部清掃管理課 (電話 017-718-1179)、浪岡振興部市民課 (電話 0172-62-1140)

地域花いっぱいまちづくり事業

市などが保有する公共空地・街路樹柵、公園・緑地の花だんづくりなどの自主的な活動を支援しています。

●支援の内容

- ・花だんづくりの資材(花苗等)の一部支給
- ・花だんづくりの講師派遣
- ・活動団体の看板設置

●問合せ先

都市整備部公園河川課 (電話 017-752-8334)



側溝泥上げ用の土のう袋の配付

側溝泥上げを行う予定の町（内）会に土のう袋を配付します。4月に町（内）会長へ配付日時の通知を発送しています。

●問合せ先

都市整備部道路維持課（電話 017-761-4331）、浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）

むつ湾週間（6/1～6/21）中の活動支援

美しい陸奥湾をみんなで守るため、森里川海での一斉環境保全活動を通して、環境保全意識を高めていく「むつ湾週間」の主旨に賛同し、陸奥湾の環境保全のために活動する団体に、ごみ袋、軍手の配付、のぼりの貸出を行い、活動を支援しています。数に限りがありますので、希望する場合は事前にご相談ください。

●対象となる活動

「むつ湾週間」(6/1～6/21)中に実施する陸奥湾の環境保全のための河川や海岸の清掃活動、植樹等

●問合せ先 環境部環境政策課（電話 017-718-0286）

地域防災対策

防災に関する訓練・講習への職員派遣

防災知識の普及や消防意識の高揚のために、地域で行う防災訓練や防災講話、救急救命講習に市の防災担当職員等を派遣し、指導や助言を行っています。また、訓練用の段ボールベッドや水消火器の貸出しも行っておりますので、希望する場合は、事前にご相談ください。

自主防災組織の結成支援

自主防災組織とは、住民の一人ひとりが「自分の命は自分で守る」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織のことをいい、大規模な災害が発生したとき、地域の皆さん自らによる防災活動が、被害の拡大防止に大きな力を発揮します。

自主防災組織を作るには、町（内）会の規約を改正し、自主防災組織の活動内容を盛り込むか、新規に規約を作成する必要があります。また、様々な役割を担う班編成、防災活動計画等を作成する必要があります。市では、これら自主防災組織の結成に向けた計画の作成等へのアドバイスを行っています。

●自主防災組織結成手順

① 市へ結成の相談

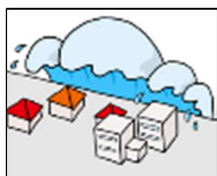
② 準備作業

- ・町（内）会規約の改正または新規に規約を作成
- ・基本的な活動内容を記した活動計画、班員名簿、任務分担の作成
- ・事業計画案の作成

③ 役員会等

④ 総会決議（組織結成）

⑤ 市へ組織結成の報告



●問合せ先 総務部危機管理課（電話 017-734-5059）



自主防災組織の育成支援

自主防災組織に対し、下記の支援を行っています。

申請区分ごとに要件、必要書類等が異なりますので、申請に当たっては、事前にご相談ください。

●防災資機材の支給

令和6年度に自主防災組織を結成した町（内）会に消火器等の防災資機材を支給します。支給される防災資機材の数量については、町（内）会の世帯数によって異なりますので、詳しくはお問合せください。

なお、複数の町会又は町内会が連合して自主防災組織を結成した場合は、各町会又は町内会ごとの世帯数に応じて支給します。

●補助金の交付

①防災資機材の整備及び防災訓練の開催支援

（対象）自主防災組織（令和6年度に新たに結成された組織を含む）

・防災活動（防災資機材の購入及び防災訓練の開催等）に要する経費の一部を補助します。

（経費の2分の1の額、上限10万円。複数の町会又は町内会で結成されている自主防災組織は、経費の2分の1の額、上限20万円）

②地域防災サポーター育成支援

（対象）自主防災組織（令和6年度に新たに結成された組織を含む）及び町会又は町内会

・地域防災の人材育成に要する経費（防災士資格取得経費）の一部を補助します。

（防災士資格取得に要する経費の額、上限8万円）

※①の申請に加えて、②についても申請することができます。

●問合せ先 総務部危機管理課（電話 017-734-5059）



避難行動要支援者対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）を対象として、地域で助け合い避難支援するための環境整備を進めています。

避難支援を希望するかたには、災害時の避難に関する個別計画（避難行動要支援者一人一人の避難計画）を作成し、提出していただきます。提出された個別計画の情報は、町（内）会、民生委員、消防団等の避難支援等関係者と共有を図り、災害時における避難情報の伝達や避難誘導、安否確認などに活用します。

●問合せ先

福祉部福祉政策課（電話 017-734-5314）

浪岡振興部健康福祉課（電話 0172-62-1174）



防犯・交通安全

放置された危険な空き家等

空き家等の管理が不十分で放置され、建材のはく落や飛散、倒壊や荒廃等により、付近の住民に対して被害を及ぼすおそれがある場合には、市に情報をご提供ください。

●問合せ先

都市整備部住宅まちづくり課（電話 017-734-5576）

浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1145）

交通安全タスキ・プラカードの貸出

地域の交通安全パレードなどで使用するタスキや交通安全標語などが書かれたプラカードを貸出しています。数に限りがありますので、貸出を希望する場合は事前にご相談ください。

●問合せ先

市民部生活安心課（電話 017-734-5258）

地区連合町会が行う交通安全パレード等への報償金

各地区連合町会が交通安全総決起大会又は交通安全パレード等を実施した場合、予算の範囲内で報償金をお支払いしています。

●報償金の額

1 団体（地区連合町会）につき、4, 0 0 0 円

●問合せ先

市民部生活安心課（電話 017-734-5258）



交通安全施設の整備要望

ロードミラー、信号機などの交通安全施設の整備要望を受け、市、警察署、関係機関等と交通診断による現場確認を行っています。青森地区では市の依頼を受け、町会連合会が概ね2月～4月中旬の期間に各町会の要望を取りまとめています。

●問合せ先

市民部生活安心課（電話 017-734-5258）

浪岡振興部市民課（電話 0172-62-1140）

防犯カメラの設置相談

防犯カメラを設置する町会等に対して防犯協会と連携し、防犯カメラの設置場所や運用方法に関する助言を行っています。

●問合せ先

市民部生活安心課（電話 017-734-5258）



防犯灯及び道路照明灯のランプの球切れや故障など

地域の防犯灯及び道路照明灯の設置・維持管理を行っています。ランプが消えている場合など、情報をお寄せください。

●問合せ先

都市整備部道路維持課(電話017-752-8562) 浪岡振興部都市整備課(電話0172-62-1168)

地域の雪対策

高齢者世帯等の屋根の雪下ろし費用一部助成

下記の要件に該当する世帯を対象に、業者等に依頼した「屋根の雪下ろし費用の2分の1」を助成します。(1シーズンで上限額25,000円まで申請可能)

●主な要件

次の①～③の要件すべてに該当するかた

① 次のいずれかに該当するかた

- ・65歳以上のかたの世帯
- ・身体障害者手帳1、2又は3級(3級は、視覚障がい又は内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
- ・母子世帯(子どもは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

② 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住していること

③ 同一の建物に居住する全員が当該年度の市民税非課税であること

●豪雪のときは助成上限額や助成対象を拡充(市が豪雪対策本部を設置した場合)

- ・上記のかたの助成上限額を50,000円に引き上げます。
- ・上記①、②に該当する市民税課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1を助成します。(1シーズンで上限額25,000円まで)

●助成対象外

生活保護世帯／間口除雪の費用／親族(三親等以内)が実施した屋根の雪下ろし費用／居住していない建物の屋根の雪下ろし費用(空き家、店舗)／車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用／登録決定日以前に実施した屋根の雪下ろし費用／集合住宅(アパートなど)

●注意事項等

- ・毎年度、雪下ろしを行う前に事前登録の申請が必要です。
- ・登録が決定された日以降の雪下ろし実施分が対象となります。
- ・屋根から雪を下ろし、片付けるまでの一連の作業に要した費用が助成対象となります。

●問い合わせ先

福祉部福祉政策課(電話017-734-5313)

浪岡振興部健康福祉課(電話0172-62-1134)



高齢者世帯等冬期除雪サービス（浪岡地区）

要件に該当する高齢者世帯等の自宅玄関から公道までの除雪を援助します（1時間200円の利用者負担あり）。

●主な要件

- ・65歳以上のかたのみの世帯（世帯全員が市民税非課税）
- ・浪岡地区に除雪を援護する親族が居住していない

●問い合わせ先 浪岡振興部健康福祉課（電話 0172-62-1134）

ボランティアによる雪処理支援（実施：青森市社会福祉協議会）（青森地区）

青森市社会福祉協議会では、下記の要件を満たす高齢者世帯などを対象に、地域内の除雪協力者やボランティアの協力による雪処理支援を実施しています。

（1）間口除雪支援（玄関先や公道までの通路）

●主な要件

- ・75歳以上のかたのみの世帯／身体障害者手帳1、2又は3級（3級は、視覚障がい又は内部障がいに限る）のかたのみの世帯／要介護3～5認定のかたのみの世帯など
- ・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住していること
- ・居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していないこと
- ・世帯全員が当該年度の市民税非課税であること

（2）屋根の雪下ろし奉仕活動（積雪が1メートルを超えたときに実施）

●主な要件

- ・65歳以上のかたのみの世帯／身体障害者手帳1、2又は3級（3級は、視覚障がい又は内部障がいに限る）のかたのみの世帯／子どもが18歳未満の母子家庭など
- ・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住していること
- ・市内に雪処理可能な3親等以内の親族が居住していないこと
- ・近所に雪捨て場があるなど下ろした雪の処理が可能であること
- ・低所得世帯であること

●問い合わせ先

青森市社会福祉協議会（電話 017-723-1340）
福祉部福祉政策課（電話 017-734-5313）



市民雪寄せ場事業

住宅密集地に空地を所有しているかたが、地域の雪寄せ場として町（内）会に無償貸付した場合、その土地にかかる翌年度の固定資産税の3分の1以内を減免しています。

●問合せ先

- [雪寄せ場の相談について] 都市整備部道路維持課（電話 017-752-8584、017-752-8398）
浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）
- [減免申請手続きについて] 税務部資産税課（電話 017-734-5205）



地域コミュニティ除排雪制度

各町（内）会、除排雪委託業者、市の三者が、あらかじめ特定の地域の除排雪の実施方法について協議し、締結した協定に基づき、その地域の特性に応じた効率的で効果的な除排雪を実施します。

●協定項目の例

違法駐車や雪出し防止対策、雪盛り箇所指定、雪弱者対策 など

●期待される効果

町（内）会：地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪作業が可能

委託業者：町（内）会との連携で違法駐車や雪出しの防止により作業効率が向上

市：地域住民の除排雪に対する理解、満足度が向上



●問合せ先

都市整備部道路維持課（電話 017-752-8584、017-752-8398）

浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）

冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業

地域ぐるみで歩道除雪を行うための小型除雪機の貸出を行っています。台数に限りがありますので、貸出を希望する場合は事前にご相談ください。

●問合せ先

都市整備部道路維持課（電話 017-752-8584、017-752-8398）

浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）

豪雪地帯安全確保緊急対策事業

地域における除排雪時等の死傷事故防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者とともに、地域のルールや取組を定める「地域安全克雪方針」策定に向けた取組を実施します。

方針策定に当たっては、実現性が高くかつ地域での自立が可能なものとするため、並行して体制整備等の試行的取組も実施します。

（1）小型除雪機の貸出

屋根の雪下ろし作業に伴う敷地内の除雪や間口除雪等を行う除雪ボランティア活動団体へ小型除雪機の貸出を行っています。台数に限りがありますので、貸出を希望する場合は事前にご相談ください。

（2）除雪安全用具の貸出

除排雪時等の死傷事故防止のため、除雪安全用具の貸出を行っています。数に限りがありますので、貸出を希望する場合は事前にご相談ください。

●問合せ先

都市整備部道路維持課（電話 017-752-8584、017-752-8398）

浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）

生活道路や公園、地域市民館など

地域市民館運営助成金

町（内）会が設置し、管理運営する地域市民館に係る経費の一部を助成するものです。

●補助対象経費

電気料金、水道料金、ガス料金、灯油及び重油代（上限：400リットル）、汲取料、損害保険料（火災保険も含む）

●補助金の概要

- ・補助率 : 1 / 3 以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額 : 10万円
- ・申請時期 : 6月～7月中旬

地域市民館整備事業補助金

集会施設のない町（内）会が地域市民館を建設・購入する場合の経費や、市民館の改修工事等を行う場合の経費の一部を助成します。

なお、新築、改築、中古施設の取得の場合は、認可地縁団体であることが申請の条件となります。（※認可地縁団体については25頁をご覧ください。）

●補助対象経費

市民館の新築、改築、中古施設の取得、改修及び水洗化



●補助率・限度額

①新築・改築（※（一財）自治総合センターの助成事業を活用できる場合）

[補助率] 1 / 10 以内（センター助成率 6 / 10 を足すと 7 / 10）

[限度額] 250万円（センター限度額 1,500万円を足すと 1,750万円）

②新築・改築、中古施設の取得

[補助率] 1 / 2 以内

[限度額] 500万円

※新築・改築については、（一財）自治総合センターの助成事業に不採択となった場合、若しくは自治総合センターの助成事業の申請期限までに、認可地縁団体の認可が受けられなかった場合に申請ができます。

③改修

[補助率] 7 / 10 以内

[限度額]	築15年以上30年未満	170万円
	築30年以上45年未満	250万円
	築45年以上	320万円

④トイレ水洗化

[補助率] 7 / 10 以内

[限度額] 91万1千円（基本額）※工事内容に応じて便器・浄化槽加算があります。

※改修及びトイレ水洗化については、補助対象経費が50万円未満の場合は対象となりません。

◎各事業の問合せ先 市民部市民協働推進課（電話 017-734-5231）



公園・開発緑地の使用

町（内）会の行事等で市が管理する公園・開発緑地の全部又は一部を占有する場合は、市に申請書の提出が必要となりますので、事前にご相談ください。

●問合せ先

都市整備部公園河川課（電話 017-752-8342）

浪岡振興部都市整備課（電話 0172-62-1168）



学校施設の開放

地域住民の体育・スポーツ活動及び社会教育活動のため、学校教育に支障のない範囲において、利用登録の承認を受けた団体に学校を開放しています（※開放する施設や日時は、学校によって異なります）。

●利用団体登録の要件

①構成員の総数が5人以上であること。

②代表者が18歳以上（高等学校等の在籍者を除く。）で、市内の居住者であること。

③構成員が原則として市内の居住者であること。 ※構成員は、50%以上が市内居住者であることが必要

●問合せ先

教育委員会事務局文化学習活動推進課（電話 017-718-1384）

教育委員会浪岡教育課（電話 0172-62-3004）



公民館分館併設集会所建設事業補助金

社会教育の拠点施設である、町会所有の集会所に公民館分館機能を付与している施設について、老朽化に伴う新築・増改築・改修・トイレの水洗化に要する経費の一部を補助します。なお、補助金を予算化する必要がありますので活用を希望する場合は事前にご相談ください。

●補助対象経費

公民館分館の新築、改築、中古施設の取得、改修及び水洗化

●補助率・限度額（令和3年度の例です）

①新築・改築及び中古施設の取得の場合

[補助率] 1 / 2

[限度額] 500万円

②改修

[補助率] 7 / 10

[限度額] 築15年以上30年未満 170万円

築30年以上45年未満 250万円

築45年以上 320万円

③トイレ水洗化

[補助率] 7 / 10

[限度額] 91万1千円（基本額）※工事内容に応じて、便器・浄化槽加算があります。

※改修及びトイレ水洗化については、補助対象経費が50万円未満の場合は対象外です。

●問合せ先 教育委員会中央市民センター（電話 017-734-0163）

まちかどハートステーション制度

●まちかどハートステーション制度とは

AEDを設置し、従業員等が普通救命講習を受講しているなど、一定の要件を満たした事業所からの申請に対して、応急救護体制が整っている「まちかどハートステーション」として消防本部が認定し、標章を交付して地域住民等に公表する制度です。

まちかどハートステーションに認定された事業所に掲示されている標章です。
具合が悪い人を見かけたら、活用して下さい。



●問合せ先

消防本部警防課（電話 017-775-0854）

認可地縁団体について

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体「地縁による団体」は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受け、法人格を取得することができます。

現在、青森市内では49の町会・町内会が法人化しています。

町（内）会名義で不動産登記をする方法

町（内）会は、住民が集まってつくる任意の団体です。そのため、法律上の権利能力がなく、例えば、集会所などの不動産を持っていても団体名義で登記することができないため、町（内）会長や複数の役員名義での登記がなされている団体も多くありました。

しかし、個人名義や共有名義の登記は、名義人の転居などにより、町（内）会等の構成員でなくなった場合に名義の変更や相続関係などのトラブルになるケースもあるようです。

法人格を取得すれば、法律上も、町（内）会が不動産や不動産に関する権利などを保有できることになり、権利関係をすっきりさせた上で活動できるようになります。

「不動産や不動産に関する権利など」とは…

次の4つの権利や資産をいいます。

- ① 土地及び建物に関する所有権、地上権など
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④ 「その他地域的な共同活動に資する資産」であって、登録を要する資産





■ 法人格取得の流れ

(1) 総会での意思決定

町(内)会が総会を開催し、「認可申請を行うこと」及び「規約、構成員、代表者、資産など、認可申請に必要な事項」について議決を行います。



(2) 認可の申請

市に次の資料を提出します。

- ① 認可申請書
- ② 地縁による団体の規約(会則)
- ③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類
(総会議事録の写し)
- ④ 構成員名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ※ 町(内)会等の活動実績を示す書類として、過去2事業年度分(町(内)会以外は3事業年度分)の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書が含まれる総会資料等
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類、代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類、代理人の有無を記載した書類
- ⑦ 区域を示した図面
- ⑧ 区域及び活動状況等に関する確認書 ※町(内)会以外の団体の場合



(3) 審査、認可・告示

市において審査を行い、要件を満たしていれば、認可、告示をし、その旨を代表者に通知します。



(4) 法人格の取得

町(内)会名義で不動産登記が可能となります。(法務局で手続き)



■ 認可対象と認可要件の概要

(1) 認可対象

町(内)会などの「地縁による団体」です。

※年齢や性別等、その地域に居住していること以外の特定の条件がある団体(老人クラブ、婦人会など)や、特定の活動を行う団体(スポーツ団体、伝統芸能保存会など)は、対象になりません。

(2) 認可の要件

- ① 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること
- ② 地縁による団体の区域が客観的に明らかなこと
- ③ 区域内の住民はすべて構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員になっていること
(※区域に住所を有する個人の2分の1以上の者が構成員であることが必要です。)
- ④ 規約を定めていること

● 問合せ先 市民部市民協働推進課 (電話 017-734-5231)

参考「町会・町内会加入案内チラシ」

市民課等の窓口において、市へ転入された方へ町（内）会加入の案内用チラシを配布しています。チラシについては、お気軽にお問合せください。

[青森地区版について]市民部市民協働推進課（電話 017-734-5231）

青森地区版（表面）

安心して住みよいまちづくりは地域の交流からはじまります。

あなたとまち・ひとをつなぐ 町会に加入しましょう！



町会は、町の安全や発展を支えてくれる重要な存在です。これから先、子どもや孫に誇れる誇りを残すため、**ぜひ、町会活動にご参加ください！！**

町会に加入するには、ご近所の方やお住いの町会、下記の問合せ先までお尋ねください。

お問合せ：青森市町会連合会 ☎017-784-2684 青森市市民協働推進課 ☎017-784-5231

青森地区版（裏面）

町会ってどんな団体？

- 町会＝安心や暮らしの向上を目指すための団体。町や地域に安心や安全を届けるための活動を行います。
- 町会活動の中心は、安全・防犯・防災・防犯活動です。
- 一人ひとりが活動に参加することで町会活動も、町や地域がより安全・安心なまちになります。

環境美化

公園や緑地の清掃・除草、公民館等での清掃、花壇の整備、地域清掃活動の開催など、地域を美しく保つことに努めています。

防災防犯

避難訓練などの防災活動、高齢者見守り、児童生徒の安全確保などを行っています。

世代間交流

地域の交流を促進するために夏祭りや運動会、子どもの会、お茶会など各種行事を行っています。

情報提供

市の各種団体からの情報や町会のお知らせを町会活動などで地域にお知らせしています。

町会では、この他にもさまざまな活動を行っています。町会に興味がある方は、ぜひ町会活動の場へ参加してください。

令和6年4月1日時点

[浪岡地区版について]浪岡振興部地域づくり振興課（電話 0172-62-1147）

浪岡地区版（表面）

町内会に参加しませんか

～浪岡地区にお住まいの皆様～

町内会ってどんな団体？

町内会は地域住民によって自主的につくられた自治組織です。防災や防犯、環境美化など生活より地域づくりのために様々な活動に取り組んでいます。

町内会は、どなたでも加入することができます！
活動内容については、裏面をご覧ください。

〇加入するには？

お住まいの地域の町内会へ直接ご連絡していただけますが、お話し合いがわかりやすい場合は下記までお問い合わせください。



青森市浪岡町内会連合会
（浪岡振興部地域づくり振興課内）
電話：0172-62-1147

浪岡地区版（裏面）

～町内会の活動事例～

安心して暮らせる住みやすいまちをつくるために、町内会でさまざまな活動を行っています。

防犯活動

お祭り、運動会などを機に、住民同士が協力して安全確保をしています。

環境美化活動

公園や緑地の整備、花壇の整備などを行っています。

自主防災活動

自主防災組織を組織し、防災訓練や防災意識の向上に取り組んでいます。

防犯・交通安全活動

子どもの通学・通園時、歩行者の安全確保を目的とした見守りを行っています。

情報伝達

地域で発生した情報や自治体からの情報交換などでお知らせしています。

交流あい活動

子どもから高齢者まで、地域内の人々でつながり、お互いに支えあえる活動を行っています。

令和6年4月1日時点



参考「青森市内の町会・町内会一覧」

※地区連合町会名の後ろの括弧は地区社会福祉協議会名称

東部

東部第1区(野内)

- 1 浅虫
- 2 久栗坂
- 3 野内

東部第2区(原別)

- 1 桑原
- 2 八幡林
- 3 原別
- 4 後沼
- 5 本泉
- 6 戸崎
- 7 泉野
- 8 矢田前
- 9 平新田
- 10 諏訪沢
- 11 築木館

東部第3区(第一)

- 1 造道
- 2 南造道
- 3 岡造道
- 4 八重田
- 5 矢作
- 6 西門町
- 7 浪打一丁目
- 8 合浦二丁目
- 9 浪打
- 10 露草

東部第4区(東岳)

- 1 宮田
- 2 馬屋尻
- 3 矢田
- 4 滝沢
- 5 三本木

東部第5区(浜館)

- 1 浜館
- 2 戸山
- 3 古館
- 4 田代平
- 5 駒込
- 6 桐ノ沢
- 7 コスモス
- 8 あおやま
- 9 自由ヶ丘
- 10 虹ヶ丘
- 11 みはらし
- 12 朝日坂団地

東部第6区(佃)

- 1 佃第一
- 2 佃第二
- 3 佃第三
- 4 佃北
- 5 佃本町第一
- 6 佃本町第二
- 7 佃本町第三
- 8 佃東
- 9 佃气象台
- 10 松森
- 11 福田
- 12 南佃
- 13 松森団地
- 14 東青森駅前
- 15 浜館団地
- 16 マック青森コート
- 17 平和

東部第7区(小柳)

- 1 小柳第三団地
- 2 唐橋
- 3 はまなす
- 4 袈懸団地
- 5 けやき

東部第8区(花園)

- 1 花園
- 2 花園第一
- 3 花園第二
- 4 御園町

東部第9区(東部)

- 1 港町
- 2 合浦
- 3 相馬町
- 4 茶屋町
- 5 茶屋町東部
- 6 茶屋町南
- 7 茶屋町第二
- 8 栄町

東部第10区(戸山団地)

- 1 月見野
- 2 戸山が丘
- 3 蛭沢
- 4 北蛭沢
- 5 蛭ヶ丘
- 6 赤坂
- 7 東蛭ヶ丘
- 8 市営住宅戸山団地
- 9 新赤坂
- 10 北赤坂
- 11 第二戸山
- 12 沢山

東部第11区(小柳第一)

- 1 小柳
- 2 県営唐橋
- 3 鴨泊
- 4 鴨泊団地
- 5 袈懸
- 6 桂

西部

西部第1区(沖館)

- 1 大福町
- 2 篠田
- 3 東昭和町
- 4 西本町
- 5 沖館第二
- 6 沖館第三
- 7 沖館第四
- 8 富田
- 9 中央富田
- 10 新富田
- 11 北富田
- 12 西富
- 13 新田
- 14 富士見
- 15 ベイタウン沖館
- 16 富田ふれあい
- 17 ベイサイド柳川自治会
- 18 相野第一

西部第2区(篠田)

- 1 東上古川
- 2 西上古川
- 3 西篠田
- 4 千刈

西部第3区(久須志)

- 1 久須志町
- 2 久須志第一
- 3 上三上町
- 4 南三上町
- 5 浪館第二
- 6 東千刈
- 7 南千刈
- 8 西千刈
- 9 千富町
- 10 青南

西部第4区(滝内)

- 1 西滝
- 2 三内第一
- 3 岩渡
- 4 孫内
- 5 三内第二
- 6 三内丸山
- 7 出町
- 8 稲元
- 9 切島
- 10 三和
- 11 出町第二
- 12 大湯
- 13 西富永
- 14 三内第三
- 15 滝内
- 16 浪館第三
- 17 稲元第二
- 18 シャトゥーム青森
- 19 稲元第三
- 20 西近野

西部第5区(新城)

- 1 平岡
- 2 西平岡
- 3 南平岡
- 4 北平岡
- 5 新城大坂
- 6 しらかば
- 7 新城上町
- 8 新城下町
- 9 八雲
- 10 白旗野
- 11 平和台
- 12 県営平和台
- 13 岡町
- 14 戸門
- 15 支村
- 16 鶴ヶ坂
- 17 希望ヶ丘
- 18 新城緑ヶ丘
- 19 新城青葉台
- 20 旗の台

西部第6区(浪館)

- 1 浪館第一
- 2 浪館第四
- 3 浪館第五
- 4 浪館浅井
- 5 泉川
- 6 志田
- 7 住吉
- 8 桜木
- 9 ロイヤル鳴滝

西部第7区（石江）

- 1 江渡上
- 2 石江江渡中
- 3 石江江渡下
- 4 石神
- 5 岡部
- 6 みよしの
- 7 石江高間
- 8 三好

南部第1区（高田）

- 1 高田
- 2 太陽台
- 3 小館
- 4 野沢
- 5 入内
- 6 向野沢
- 7 大柳辺

南部第2区（横内）

- 1 横内
- 2 雲谷
- 3 四ツ石
- 4 野尻
- 5 合子沢
- 6 新町野
- 7 牛館
- 8 大矢沢
- 9 卸町
- 10 サンヒルズ

南部第3区（旭町）

- 1 協和
- 2 曙町
- 3 宝来町
- 4 若葉町
- 5 山田町
- 6 南旭町
- 7 北金沢
- 8 信用町
- 9 常盤町
- 10 東常盤町
- 11 甲田町

南部第4区（荒川）

- 1 荒川一区
- 2 荒川二区
- 3 荒川三区
- 4 荒川四区
- 5 ハッ役
- 6 金浜
- 7 大別内
- 8 野木
- 9 やはぎ
- 10 上野
- 11 藤戸

南部第5区（幸畑団地）

- 1 幸畑阿部野
- 2 幸畑第四
- 3 幸畑団地西
- 4 里見
- 5 おおすみ
- 6 みどりヶ丘
- 7 幸畑若葉
- 8 幸畑ひばりヶ丘
- 9 さくら

南部第6区（南部中央）

- 1 桂木
- 2 八甲田大橋
- 3 板橋
- 4 緑・青葉
- 5 浜田ニュータウン
- 6 浜田青葉台
- 7 玉川
- 8 浜田
- 9 浜田中央

南部第7区（筒井）

- 1 奥野
- 2 東奥野
- 3 奥野第一
- 4 新奥野第二
- 5 幸畑
- 6 松元台
- 7 あかしや
- 8 上ハッ橋
- 9 みちのく
- 10 筒井学校通り
- 11 筒井
- 12 桜川
- 13 東桜川
- 14 桜川南
- 15 南桜川団地
- 16 すみれ
- 17 京王台団地
- 18 田茂木野
- 19 鍋坂
- 20 東奥野第二
- 21 筒井南
- 22 ハッ橋ニュータウン
- 23 南ハッ橋
- 24 風が丘

南部第8区（大野）

- 1 金沢
- 2 南金沢
- 3 西金沢
- 4 南信用町
- 5 片岡
- 6 東片岡
- 7 南片岡
- 8 若宮
- 9 大野前田
- 10 大野
- 11 若木
- 12 安田
- 13 細越
- 14 大野山下
- 15 大野ニュータウン

南部第9区（妙見）

- 1 妙見第一
- 2 妙見第二
- 3 妙見第三
- 4 妙見第四

南部10区（桜川団地）

- 1 桜川団地

北部

北部第1区（油川）

- 1 油川下町
- 2 油川館町
- 3 油川茶屋町
- 4 油川寺町
- 5 油川仲町
- 6 油川横町
- 7 新井田
- 8 羽白
- 9 日の出
- 10 十三森
- 11 油川あけぼの
- 12 野木和
- 13 新油町
- 14 平和
- 15 伝馬町
- 16 ひばりの
- 17 新生町
- 18 のぎわ団地

北部第2区（奥内）

- 1 奥内
- 2 飛鳥
- 3 内眞部
- 4 清水
- 5 前田
- 6 瀬戸子
- 7 夏井田
- 8 西田沢

北部第3区（後潟）

- 1 北後潟
- 2 南後潟
- 3 小橋
- 4 左堰
- 5 六枚橋



中部

中部第1区(堤川西)

- 1 蜷貝
- 2 松森町
- 3 博労町
- 4 塩町
- 5 菟町
- 6 松原
- 7 野脇第一
- 8 堤町
- 9 堤橋

中部第2区(本町)

- 1 柳町
- 2 南柳町
- 3 寺町
- 4 大町
- 5 米町
- 6 鍛冶町
- 7 大工町
- 8 浜町

中部第3区(中央)

- 1 上浦町
- 2 西浦町
- 3 浦町第一
- 4 浦町第二
- 5 山の手
- 6 橋本
- 7 橋本第一
- 8 橋本南
- 9 橋本南第二
- 10 横山町
- 11 本町中央

中部第4区(青森駅前)

- 1 駅前新町
- 2 上新町
- 3 中新町
- 4 下新町
- 5 安方
- 6 本古川
- 7 中央古川
- 8 第一古川

中部第5区(県庁南)

- 1 古川三丁目第一
- 2 旭町
- 3 東旭町
- 4 中央旭町
- 5 八甲町
- 6 広田町
- 7 長島
- 8 古川仲町
- 9 長島南町
- 10 嘉重町
- 11 緑町
- 12 桜町
- 13 新長島
- 14 北片岡
- 15 三上町

中部第6区(勝田奥野)

- 1 中奥野
- 2 西奥野
- 3 勝田中央
- 4 勝田第二
- 5 勝田第一

浪岡

浪岡(浪岡)

- 1 下町
- 2 平川
- 3 仲町
- 4 下川原町
- 5 上川原町
- 6 茶屋町
- 7 赤川
- 8 福田
- 9 栄町
- 10 東町
- 11 沖港
- 12 五本松
- 13 羽黒平
- 14 王余魚沢
- 15 女鹿沢
- 16 花岡
- 17 松枝
- 18 赤茶
- 19 銀
- 20 下十川
- 21 川倉
- 22 増館
- 23 杉沢
- 24 高屋敷
- 25 徳長
- 26 大釈迦駅前
- 27 南大釈迦
- 28 北大釈迦
- 29 北中野
- 30 吉内
- 31 本郷
- 32 細野
- 33 相沢
- 34 樽沢
- 35 郷山前
- 36 吉野田
- 37 下石川

全 408 町 (内) 会

【令和6年4月 発行】

青森市 市民部 市民協働推進課

〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7

TEL 017-734-5231 FAX 017-734-5232

E-mail shiminkyoudou@city.aomori.aomori.jp



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいをを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



市の木
【あおもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】